

○大分市火入れに関する条例施行規則

昭和59年10月13日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市火入れに関する条例(昭和59年大分市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定により火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間の初日から起算して10日前までに火入許可申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうとする森林又は原野等(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、当該請負(委託)契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第7条に定める火入者は条例第5条に定める対象期間内に火入地の全部又は一部について火入れを行うことができなかつた場合は新たに申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において当該火入地について対象期間の経過後1ヶ月以内に改めて火入れを行う者に係る申請については、市長が適當と認めるときは第1項の添付書類を省略することができる。

(許可証の交付等)

第3条 市長は、火入れの許可をするときは、火入許可証(様式第2号)を申請者に交付する。

2 市長は、火入れの許可をしないときは、火入不許可通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

(許可証の携帯)

第4条 条例第2条第2項に定める火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

(防火帯)

第5条 条例第9条第1項に定める防火帯の幅は、7メートル以上とする。ただし、火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢の強い場合における風下に当たる部分については、10メートル以上とする。

(火入従事者)

第6条 条例第10条第1項に定める火入従事者の配置は、1回の火入れの面積に応じ、次の基準による。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入責任者は、消火に必要な器具等を火入従事者に携行させなければならない。

(火入れの実施方法)

第7条 火入責任者は、火入れの許可の対象面積が2ヘクタールを超えない場合における火入れの実施に当たっては、火入地を1区画の面積が1ヘクタール以下となるように区分し、順次1区画ごとに火入れを行うように努めなければならない。この場合において、火入責任者は、火入れを行った区画が完全に消火したことを確認してからでなければ次の区画の火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入地の2メートル以上の高さの立木竹を伐栽して飛火の危険を防止しなければならない。

3 火入者は、森林法(昭和26年法律第249号)第22条の規定により、火入地の周囲1キロメートル以内の立木竹の所有者又は管理者にその旨を事前に通知しなければならない。

(平21規則47・一部改正)

(乾燥注意報発令時における火入れの基準)

第8条 条例第12条第3項ただし書の規定による許可を行う場合における第5条及び前条第1項の規定の適用については、第5条中「7メートル」とあるのは「10メートル」と、「10メートル」とあるのは「14メートル」と、前条第1項中「行うように努めなければ」を「行わなければ」とする。

(平21規則47・追加)

(通知)

第9条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防局長にその旨を通知するものとする。

(平21規則47・旧第8条繰下)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平21規則47・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

様式第1号

火入許可申請書

年　月　日

大分市長 殿

申請者 住 所

氏 名



次のように火入れを行いたいので許可されたく大分市火入れに関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

火	所 在 地					
	所 有 者 (管 理 者)					
入	地 種 区 分	保安林()、普通林、原野、その他()				
	所 有 区 分	国有地()、公有地()、私有地()				
地	面 積	総面積 ヘクタール				
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日(日間)				
火 入 れ の 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良				
火 入 れ の 方 法						
防	火 入 従 事 者	男 人、 女 人、 計 人				
火	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル				
体	器 具					
制	火 入 責 任 者	氏 名		住 所		電 話 番 号
備 考		添付書類				

- (注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入すること。
 2 その他の()には土地現況を記入すること。
 3 所有区分の()には所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入すること。

様式第2号

様式第2号

大分市指令第
年 月 日

火入許可証

申請者 住 所
氏 名

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった火入れについては、下記のとおり許可する。
記

火入地	所 在 地		
	面 積	面積	ヘクタール
目 的			
期 間		年 月 日	～ 年 月 日 (日間)
火入責任者			
指 示 事 項			
備 考			

様式第3号

様式第3号

大分市指令第
年 月 日 号

火入不許可通知書

申請者 住 所
氏 名

大分市長 印

年 月 日付けで申請のあった
の理由により不許可としたので通知する。

理由